貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年2月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
	有限会社 信田興業(法人番号9011702005517)代表者:信田 勉		本社	東京都江戸川区鹿骨3 -15-18	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月16日、監査を実施。 2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	有限会社 佐々木重機(法 人番号3040002022374)代 表者:佐々木 良江		本社	千葉県船橋市上山町2 -490-15	文書警告		法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年7月12日及び同年同月19日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
	佐藤組運輸 有限会社(法 人番号6012802004469)代 表者:佐藤 喜稔		本社	東京都武蔵村山市伊奈平3-43-2	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(80日車)、輸送の安全確保命令		法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年8月4日及び同年同月22日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の選任義務違反(貨物自車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(7)事業計画(自動車車庫及び休憩睡眠施設の新設・廃止)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	38	38
	ファミリー引越センター 株式会社(法人番号 1030001021421)代表者: 長嶺 宏一	埼玉県戸田市本町5- 9-10	本社	埼玉県戸田市本町5-9 -10	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月14日及び同年12月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	株式会社 オザキ運送(法 人番号8030001049010)代 表者:尾崎 郁夫	ずほ台2-10-6 ハ イツフレンドリー1-10 1	ШП	埼玉県川口市大字安行 領家1182-1		貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月 28日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反 等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	株式会社 真田産業(法人番号3030001021023)代表者:真田 正和		本社	埼玉県川越市大字古谷 上5665-1	文書警告		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月20日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年2月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
20240220	山梨配送 有限会社(法人 番号9090002003199)代表 者:中村 純一		本社	山梨県笛吹市八代町南 4724	輸送施設の使用停止 (220日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第8条第 1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月17日、同年12月21日及び令和5年4月26日監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録表務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督定(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	22	22
20240220	有限会社 シー・ティー・ シー(法人番号 6030002122635)代表者: 島崎 剛	埼玉県秩父市大野原2 114-5	本社	埼玉県秩父市大野原21 14-5	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月15日及び同年3月8日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	6	6
20240220	茨城特殊車輌 株式会社 (法人番号 8050001021792)代表者: 羽生 啓幸	茨城県鉾田市烟田22 04-1	運輸部	茨城県鉾田市烟田220 4-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月28日及び同年3月14日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故話起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故悉起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条条第1項)	3	3
20240227	有限会社 キョートー(法人番号4090002010729)代表者:古屋 宝		甲府	山梨県甲府市東下条町 288	輸送施設の使用停止 (140日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和5年1月24日及び同年2月3日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)	20	14

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年2月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20240227	株式会社 富士総業(法人番号9021002062274)代表者:小俣 政博		本社	神奈川県平塚市宮の前 3-33-803	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年2月21日及び同年3月14日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	10	10
	関東販送 株式会社(法人 番号3011801006826)代表 者:高尾 靖司		本社	東京都足立区大谷田5 -30-15	輸送施設の使用停止 (80日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月9日及び同年3月8日、監査を実施。 12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施達反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条(1)回運行管理補助者の要供違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条第3項)、(11)事業計画(自動車車庫の新設)の変更認可違反(貨物自車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	8	8
20240227	小林製工運送 株式会社 (法人番号 6070001018236)代表者: 小林 政貴	群馬県渋川市北橋町 真壁328-1	本社	群馬県渋川市北橋町真 壁328-1	輸送施設の使用停止 (20日車)		死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年2月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)